

# 相続（争族）・資産運用 無料個別相談会

## 9/20・9/27・10/4 開催

### 相続税の大改正とは？

- ・相続税は、相続財産から『基礎控除額』を差し引いた資産に対して、課税されますが、**来年1月1日から、この基礎控除額が40%も少なくなります。**
- ・現在：5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)
- ・来年：3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

### 相続税を納めることになる？

- ・この大改正によって、東京・神奈川・埼玉・千葉の首都圏では、相続税の対象者が倍増し、**約2人に1人が納税することになると**言われています。

### 相続税の節税のポイントは？

- ・事前の準備が節税のポイントですが、その事前準備は、お持ちの財産・ご家族の構成によって、さまざまです。個別相談で皆様の状況をお伺いし、ベストな方法をお考えいたします！

[日時] 平成26年9月20日(土)・9月27日・10月4日 10:00 ~ 16:00

※ 個別相談のお時間は上記の時間からご希望の時間帯を1時間お選び下さい。

[定員] 10名様(申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます)

[会場] 東京都中野区本町3丁目30番14号コアシティ中野坂上201号 山下康親税理士事務所 会議室

[主催] 山下康親税理士事務所 資産税委員会(受付担当:伊藤)

FAXまたはメールで今すぐお申込下さい！

FAX: 03-5351-0801・E-mail: info@office-y-y.com

ご芳名		お電話	
ご住所			
ご希望日時①		ご希望日時②	

◎ お申込み受付後、後日、受付担当者からご連絡差し上げます。